

中小企業金融モニタリングの状況について

平成 25 年 4 月
厚生労働省

平成 25 年 3 月末の中小企業金融円滑化法期限到来後の生活衛生関係営業の動向について把握するため、関係業界からヒアリングを実施。

○実施方法

理容業、美容業、飲食店業、旅館業の各生活衛生同業組合連合会において、都道府県の組合を通じて、全国から定点となる事業者を定め、4月上旬にかけて、以下の事項について情報を集約した上で、厚生労働省において、各生活衛生同業組合連合会からヒアリングを実施。

- ・金融円滑化法期限到来前後で金融機関の融資姿勢に変化が見られるか。
- ・金融円滑化法期限到来後の資金繰りに問題はないか。
- ・前月と比較して景況はどうか。
- ・4月1日以降、同業者の倒産の増加が見られるか。
- ・金融円滑化法期限到来にあたり政府が講じている施策は周知されているか。

※当該業界においては、日本政策金融公庫を利用している者が多いため、民間金融機関を利用している者を選定し、情報収集。

○概要

- ・4月上旬の時点で、金融機関の融資姿勢、資金繰りの状況及び倒産の状況については、目立った変化は見られず、各業界とも混乱は特に見られない。当該業界においては、元々、日本政策金融公庫の融資を利用している者も多いため、全体的に中小企業金融円滑化法に関する関心はあまり高くない。
- ・なお、現時点では同業者の倒産の状況を把握していない事業者があるほか、今後の影響や先行きの不安を指摘する声も一部に見受けられるとともに、金融機関への監視や指導の継続を求める声がある。
- ・景況については、3月と比較して「好転」や「変わらない」が大部分を占めており、4月上旬時点で資金繰りによる倒産に目立った変化はみられないものの、従来からの厳しい経営環境や経営者の高齢化、後継者問題等による廃業は引き続きみられる。
- ・政府が講じている施策については、「周知されていない」という事業者もみられることから、引き続き、広報や情報提供を推進していく必要がある。

(参考)

生活衛生同業組合連合会において全国の定点の事業者から集約した情報の内訳

Q 1 金融円滑化法期限到来前後で金融機関の融資姿勢に変化がみられますか。

	緩やか	変わらない	厳しい
合 計	6	52	1
理美容	6	20	0
飲 食	0	21	0
旅 館	0	11	1

Q 2 金融円滑化法期限到来前後の資金繰りに問題はないですか。

	改善	変わらない	悪化
合 計	5	52	2
理美容	5	21	0
飲 食	0	20	1
旅 館	0	11	1

Q 3 前月と比較して景況はどうですか。

	好転	変わらない	悪化
合 計	14	40	5
理美容	6	19	1
飲 食	4	14	3
旅 館	4	7	1

Q 4 4月1日以降、同業者の倒産の増加がみられますか。

	増加	変わらない	減少	把握していない
合 計	1	49	1	8
理美容	1	24	1	0
飲 食	0	21	0	0
旅 館	0	4	0	8

Q 5 金融円滑化法期限到来にあたり政府が講じている施策は周知されていますか。

	周知されている	周知されていない
合 計	22	37
理美容	8	18
飲 食	9	12
旅 館	5	7

Q 6 その他（金融円滑化法期限到来後の動向について気づきの点）

（主なもの）

- ・金融円滑化法のあるなしにかかわらず、金融機関の態度は厳しい。
- ・期限終了後、まだ日がたっていないため、影響は出ていないが先々が不安。
- ・まだまだ楽観できない。
- ・法の趣旨を行政の力で継続してほしい。
- ・貸しはがしなどが行われないように、金融機関への監視を強化してほしい。
- ・経営改善計画すら作れない企業は存続は困難と思われる。
- ・引き続き廃業が多くみられる。厳しい経営状況がみられる。